

IWC「SAKE部門」ひろしま開催に係る機運醸成プロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、IWC「SAKE部門」ひろしま開催に係る機運醸成プロモーション業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した契約の相手方をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 IWC「SAKE部門」ひろしま開催に係る機運醸成プロモーション業務
- (2) 業務内容 別紙「IWC「SAKE部門」ひろしま開催に係る機運醸成プロモーション業務」仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年12月25日（金）まで
- (4) 業務規模 委託費の上限は、5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、税率は10パーセントとする。）とする。

3 プロポーザルの形式及び実施方針

- (1) プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式

- (2) プロポーザルの実施方針

世界最大規模の酒類審査会「International Wine Challenge（IWC）「SAKE部門」」が令和8年5月に東広島市で開催されることに伴い、来訪者やそれを受入れる地元住民等、広く一般の人々に「日本酒のまち」としての認知を形成し、開催地としての機運を高めるため、IWC「SAKE部門」ひろしま開催に関わる内容を一般向けに訴求する。

以上を目的として、効果的なプロモーション業務を遂行するため、プロポーザルを実施する。

4 プロポーザルの参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けている者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者。
- (6) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日まで、本市の指名除外措置を受けている者。
- (7) 次のいずれかの者に、公示日までに納めるべき市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者。

ア プロポーザルに参加しようとする者（法人又は個人事業主）

イ プロポーザルに参加しようとする法人の代表者（個人）

5 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、参加表明書（様式1）を提出するものとする。なお、提出に際しては、「納税証明書（写し可）」及び「企業概要票」（様式2）を添付すること。

（1）提出期限：令和8年2月6日（金）17時（必着）

（2）提出先：東広島市産業部ブランド推進課

（3）提出方法：電子メール・FAX・郵送又は持参すること。

なお、電子メール及びFAXの件名は「IWC「SAKE部門」ひろしま開催に係る機運醸成プロモーション業務に係る参加表明書」とすること。

また、電子メール又はFAXで送信した際は、必ず電話で受信確認を行うこと。

（4）提出書類：次の書類一式を提出すること。

ア 参加表明書（様式1）…………… 1部

イ 企業概要票（様式2）…………… 1部

ウ 市町村税納税証明書（滞納のない証明、複写可）…… 1部

※東広島市への納税義務がない場合は、契約の委任を受けた支店・営業所等がある市町村（契約の委任がない場合は、本社・本店の所在地）において、納付すべき市町村税に滞納がない旨を証するもので、各市町村の指定する様式を用いて請求すること。

（5）参加資格の確認：参加表明書等について、「4 プロポーザルの参加資格」を満たすものか事務局で確認を行い、個別に令和8年2月9日（月）17時までに電子メール及び電話にて確認結果連絡を行う。

6 質問及び回答

（1）参加表明書及び提案書の提出に係る質問

参加表明書及び提案書の提出に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式3）を提出すること。

ア 提出期限：令和8年2月6日（金）17時（必着）

イ 提出先：東広島市産業部ブランド推進課

ウ 提出書類：質問書（様式3）

エ 提出方法：電子メール又はFAXによる。

なお、電子メール及びFAXの件名は「IWC「SAKE部門」ひろしま開催に係る機運醸成プロモーション業務に係る質問書」とすること。

また、電子メール又はFAXで送信した際は、必ず電話で受信確認を行うこと。

（2）参加表明書及び提案書の提出に係る質問に対する回答

ア 回答日：令和8年2月10日（火）

イ 回答先：すべての参加者

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては質問者のみに対して回答する。

ウ 回答方法：東広島市ホームページへの掲載による。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては質問者のみに対して電話やメール等で個別に回答する。

エ その他：提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については回答しない。

7 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出

参加者は、次のとおり書類を提出するものとする。

ア 提出期限：令和8年2月24日（火）17時（必着）

イ 提出先：東広島市産業部ブランド推進課

ウ 提出方法：持参又は郵送とする。

エ 提案書の再提出：提案書の再提出は、提出期限内に限りこれを認める。なお、提案書の部分的な差し替えは認めない。

オ 提出書類

・申込書（様式4） 1部

・提案書（任意様式、各項目A4用紙片面1枚） 7部【正本1部 副本6部】

※副本6部には会社名又は会社名を特定できるようなマーク等を表示しないこと。

なお、提案書は次の項目を全て含んだものとすること。

項目	内容	備考
一 表紙		業務名等を記載すること。参加者名については、正本（1部）のみ記載すること。
1 本業務の実施方針		本業務を実施するにあたり、目指す方向性、重視するポイント、キーワード及びPRポイント、期待される効果等について記載すること。
2 工程計画		各業務の実施時期等、具体的な工程計画を記載すること。
3 人員体制、業務実績		組織体制及び人員の勤務体制等を記載すること。業務実績について、類似した業務の実績を記載すること。
4 業務内容		<p>○メディアを活用した情報発信 主に来訪者や地元住民等が認識するメディアを選定し、具体的な情報発信の方法について提示すること。なお、選定したメディアの効果が客観的にわかるデータを示すこと。</p> <p>○一般参加型企画の開催 一般の人々が参加できる形で、IWC「SAKE部門」ひろしま開催と関連させた催しの企画内容を具体に提示すること。併せて、企画の広報（参加者の募集）、運営体制、参加者による拡散の仕掛け等の案についても示すこと。</p> <p>○認知拡大のための掲示 具体的な掲示内容の案を、掲示期間も含めて示すこと。また、その効果について、客観的にわかるデータを示すこと。</p> <p>○その他 提案の企画及び情報発信に応じたKPI設定、測定方法、それにより分析できる事項について、具体的に提示を行うこと。</p>

		受注者が独自に企画・提案した内容があれば、提示すること。
5	業務規模（金額）	本業務に係る提案金額（税抜及び税別）を記載すること。 その金額の算出根拠及び妥当性・有効性等について記載すること。

※A4規格（縦）片面印刷かつ20ページ以下（表紙含む）で作成すること。

※使用する文字の大きさは、いずれも11ポイント以上とすること。

※写真の使用も可能とするが、肖像権等に配慮したものを使用すること。

(2) 辞退届の提出

参加希望書及び提案書の提出後から契約締結までの間に辞退届（様式5）を提出することができる。

辞退届の提出期限は令和8年2月24日（火）17時（必着）とする。

また、辞退届の提出があった場合にも、それまでに提出された書類は返却しない。

(3) 費用の負担

本業務の提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) その他

ア 提出された提案書等は、再提出の場合を除き返却しない。

イ 提出された提案書等は、東広島市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

8 候補者の選定方法

東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（IW C「SAKE部門」ひろしま開催を契機とした「日本酒のまち 東広島」プロモーション業務）（以下「選定委員会」という。）において、提案書の内容及びヒアリング（プレゼンテーション）を基に、次の各号により選定を行う。

(1) 書類審査の実施

提案者多数の場合は、書類審査を実施する。書類審査は、あらかじめ定めた評価基準に基づき提案書の事前評価を行い、(2)に定める提案書に関するヒアリングの実施（プレゼンテーション）へ参加する者を選定する。また、書類審査の結果は令和8年2月27日（金）までに通知する。

(2) 企画提案書に関するヒアリングの実施（プレゼンテーション）

ア 日時

令和8年3月4日（水）（時間の詳細等については、提案者ごとに通知する。）

イ 実施方法

プレゼンテーションは参加者の希望に応じて、オンライン（ZOOM）又は対面で行う。

ウ 内容

事前に提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、質疑応答の中で必要であり、審査員が許可した補足資料については可とする。

パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、ブランド推進課に事前に連絡の上相談すること。

エ 時間

1 提案者につき20分以内（プレゼンテーション：10分以内、質疑応答：10分以内）とする。ただし、提案者の数によって、変更する場合がある。

(3) 選定委員会が評価基準に基づき、提案書の審査を行う。

(4) 評価基準の内容及び配点（合計100点）等は、次のとおりとする。

提出書類	評価項目	評価基準	評価点	
提案書 (任意様式)	本業務の実施方針	IWC「SAKE部門」が東広島市で開催されることや開催状況について、主に来訪者やそれを受入れる地元住民等の認識を高め、開催地としての機運醸成を図るという目的や、内容を理解した方向性が提示されているか。	10	10
	工程計画	計画的・効果的な業務工程といえるか。	10	10
	人員体制、業務実績	実績があり、業務の着実な履行が期待できるか。	10	15
		十分な担当人数を確保し、各担当の役割は明確か。	5	
	業務内容	メディアを効果的に活用し、業務目的の達成を最大限高める提案となっているか。	15	60
		一般参加型企画の内容、広報、運用等は、多くの来訪者や地元住民等の関心を高める手法を取り入れているか。	15	
		認知拡大のための掲示は、多くの来訪者や地元住民等の視覚に入るように工夫されているか。	15	
		KPIの設定や測定・検証方法は、来訪者や地元住民等の認知度や意識醸成が適切且つ客観的に測定・分析可能なものであるか。	15	
	業務規模（金額）	総合的に勘案し、効果的な提案内容となっているか。	5	5

- (5) 審査の結果、最高得点者を本業務に適した最優秀候補者として選定し、次いで優れた提案を行った者を第2候補者、その次に優れた提案を行った者を第3候補者として選定し、最優秀候補者から業務委託契約の締結を協議する予定とする。
- (6) 参加者が1者しかいなかつた場合は、その者の提案が別紙仕様書に適合するかどうかを審査し、審査の結果、評価点の平均が60点以上であれば、その者を選定する。
- (7) 候補者が、「4 プロポーザル参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。
- (8) 審査結果は、後日速やかに参加者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

9 実施スケジュール

このプロポーザルは、次の日程で実施する。

手続き等	期限等
公告	令和8年1月30日（金）
参加表明書（様式第1号）の提出期限	令和8年2月6日（金）17時まで ※参加表明書提出後の辞退も可能とします。
質問書（様式第3号）の提出期限	令和8年2月6日（金）17時まで
質問書への回答	令和8年2月10日（火）
提案書等書類の提出期限	令和8年2月24日（火）17時まで
辞退届（様式第5号）の提出期限	令和8年2月24日（火）17時まで
審査の実施	令和8年3月4日（水） ※ヒアリングを行います。
結果通知	令和8年3月上旬（予定）
契約内容の調整、仕様書の決定	令和8年3月中旬（予定）
契約締結	令和8年3月下旬（予定）

10 契約に係る注意事項

- (1) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、免除される場合はこの限りでない。
- (2) 契約書は、東広島市の業務委託契約書・業務委託約款（成果物の製造）を準用する。これらは、東広島市のホームページで閲覧することができる。
- (3) 提出された提案書は、提案者の企画力等を判断するためのものであり、委託内容及び経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正及び変更が加えられる場合がある。

11 プロポーザルの進行に関する制限

本公募は、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。

このため、東広島市議会2月定例会に上程を予定する令和7年度一般会計補正予算案（本公募の事業費を含む）が可決されなかった場合には、本公募を中止することになりますので、十分に留意のうえ参加すること。

12 その他

(1) 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 上記「7 提案書等の提出」により定めた提出期限、提出先、提出方法、様式に適合しなかった場合。
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ この要領等に定める方法以外の方法で、選定委員又は関係者へプロポーザルに対する援助を直接的に、又は間接的に求めた場合。
- エ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合。

(2) 提出書類の帰属等

- ア 提出された提案書等は、採択・不採択に関わらず返却しないものとする。

- イ 採択された提案書の著作権は、東広島市に帰属するものとする。
 - ウ 本業務実施による成果品に関する権利は、すべて東広島市に帰属する。
 - エ 本プロポーザル参加に係る経費等は、すべて参加者の負担とする。
 - オ 業務内容は、採択された提案書の内容によるものとするが、東広島市との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (3) 提案された金額は、契約金額を保証するものではない。
- (4) 候補者に違反等があった場合や選定後の調整により候補者と契約締結の合意に至らなかつた場合には、次点となつた者を候補者として選定する。

1.3 問い合わせ先及び提出先

東広島市産業部ブランド推進課 担当：藏本
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL：082-422-1032 FAX：082-430-9966
E-mail：hgh200941@city.higashihiroshima.lg.jp